

さっぽろ法律事務所・事務所ニュース

みどり野

2020年
新春号

さっぽろ法律事務所

〒060-0042

札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル3階

TEL:011-272-1900

FAX:011-272-1885

<http://www.sapporo-law-office.com>





兵器の「爆買い」 ストップ！

弁護士
猪狩 久一

一昨年12月、政府は、「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」として、アメリカ製兵器を購入することを計画、その購入額は今後5年間で27兆4500億円と予定されている。F35戦闘機を105機追加調達、全部で147機となるこの戦闘機には、対艦巡航ミサイルを積む計画。対地攻撃能力は持たないとして現在201機配備されているF15戦闘機のうち99機を、射程500キロのミサイルを積んだF35戦闘機に換え、残りのF15は射程900キロの対地対艦巡航ミサイルを積めるようにする計画。

これによって航空自衛隊のすべての戦闘機が対地攻撃能力をもつことになる。これまで政府は「攻撃的兵器を保有することは憲法上許されない」と明言し、その例に大陸間弾道ミサイル、長距離戦略爆撃機等をあげていた。

これを踏みにじる憲法違反の軍拡行動。



世界に広がる 「気候正義」の活動

弁護士
猪狩 康代

地球のあちこちで起きている山火事、高潮、異常気象等気候変動問題は、現在、人類が直面している重大な課題。国連環境計画は、昨年11月、世界の温室効果ガス排出が今のペースで続けば、今世紀末の気温が産業革命前と比べ最大3.9度上がり「破壊的な影響」が生ずるとの報告書を公表した。パリ協定が掲げる目標実現のためには、現在の排出量を大幅に減らす必要があるとし、社会や経済の在り方の転換を求めた。国ごとに対策が示され、日本には、石炭火力発電所の新設の中止、既存のもの段階的廃止を促している。仏・英等が石炭発電廃止を決定しているなかで、新たな建設を予定している日本には世界の厳しい目が注がれている。世界各国で「気候危機」という認識が広がり、若い世代が行動を起こしている。その活動を紹介する識者は、それらの運動の大本に、「利潤」より「いのち」を優先する姿勢があることを指摘し、「社会の構造と生態系の危機」を脱するには「政治的変革」が必要と提言している。

謹んで新年の ご挨拶を 申し上げます

「2019年の漢字」は「令」と発表されましたが、「桜」じゃないかと思
11月8日の参議院予算委員会で、田村智子議員(日本共産党)が消費税増税や社会保障切り捨ての一方でこんなことが行われている
基本的人権が大切にされる社会を目指しつつ、皆さまのお役に立て



「同一労働 同一賃金」 について

弁護士
平澤 卓人

2019年11月12日の「同一労働同一賃金」
市民講座にて

パートタイム労働法が
改正され、名称が「短時
間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」

(いわゆるパート有期法)に変更になるとともに、同一労働同一賃金を実現するための内容が新たに盛り込まれました。特に、有期雇用・パートの労働者との間の待遇(賃金や休暇、福利厚生など)について、通常の労働者との間で「不合理と認められる相違を設けてはならない」とされました。これは、従来の労働契約法20条の内容をより進めるもので、非正規労働者と通常の労働者との間の待遇に違いがある場合には、企業にその理由を説明する義務が課されます。例えば、正社員に「賞与」や「住宅手当」を支給し、非正規労働者に対し支給しない場合には、その理由を説明する義務が課せられ、十分な理由がなければ支給しなかった金額の賠償が認められることとなります。施行は2020年4月1日(中小企業主は2021年4月1日)ですが、不合理な非正規雇用の差別の是正が進むことを期待します。



ヤジくらい 言わせろ！

弁護士
神保 大地

2019年12月3日提訴後の記者会見にて。
左から2番目が当職。中央の男性が原告。

2019年7月15日、
札幌駅前など公道で

選挙演説をする安倍首相に対し、「増税反対!」「安倍やめろ!」「帰れ!」などと叫んだ市民が、警察官に囲まれて力づくで排除され、長時間付け回されるという事件が起こった。

選挙では伝えきれない想いを直接為政者へぶつけるのは、市民(主権者)として当然の権利であり、非難される理由など何もない。人権の行使というのは、少なからず誰かに嫌な思いをさせる。それを「うるさい。」「静かにしろ。」などといって排除するのは、結果的に人権行使を抑圧することになる。

為政者が、資料を廃棄して国会でまともに答弁しない、お友達だけ優遇して反対勢力には品のないヤジを飛ばす、こんな状況であれば、「ヤジくらい言わせろ。」と思うのは当然であろうし、それが許されてこそその自由で民主的な国である。

自由で民主的な国であるために、訴訟を提起しました。応援宜しくお願い致します。



ネットで裁判、 が現実のものに?!

弁護士
大賀 浩一

今年2月から、札幌をはじめ全国9
か所の地方裁判所で「民事裁判手続の
IT化」が始まります。最初はTV電

話のようなものからですが、近い将来、訴状の提出や準備書面の交換、
争点整理や証人尋問も全てネット上でという事態が現実のものとなりそ
うです。

裁判のIT化が進めば、膨大な紙の記録は要らなくなり、遠方の裁判
所に足を運ばなくて良い等のメリットがある反面、裁判官も本庁のみに
配置すれば足りるから支部は要らない、ということにもなりかねません。
ITに馴染みのない方の裁判を受ける権利や、裁判の公開原則はどう保
証されるのか、という問題もあります。

私も裁判所と弁護士会との協議会に参加していますが、こうしたそも
そも論もしっかり議論していかなければ、と思っています。



相続法が 変わりました!

弁護士
長坂 貴之

高齢化社会を迎える中、
約40年ぶりに相続法が一部
改正され、2019年から2020

年にかけて段階的に施行されます。

改正の内容としては、相続人となる配偶者の居住を守るもの
として配偶者居住権の新設や婚姻期間20年以上の夫婦間での
居住用不動産の贈与等に関する優遇措置、遺産分割前に一
定の範囲内で預貯金を払い戻せるようになる預貯金払戻し制
度の新設、法定相続人以外の者が相当な介護や看護をした場
合の特別寄与制度の新設などがあります。他にも、遺言制度
の利用促進にかかるもの(自筆証書遺言の方式の緩和など)や遺
留分制度の見直しなど、高齢化が進む中での社会経済の変化
に対応した改正がなされました。

この相続法の改正で自分の場合には何が変わるのかなど、
気になること等がありましたら是非ご相談下さい。



っているのは私だけでしょうか。

「桜を見る会」で安倍総理を追及したのを皮切りに、野党共闘での本格的な調査が始まりました。

たのか、という国民の怒りも爆発寸前です。私たちは、主権者たる国民ひとりひとりの
よう努力を重ねてまいります。今年もどうかよろしく願いいたします。

2020年1月

さっぽろ法律事務所



被爆から75年

弁護士
山本 完自

2020年は、終戦から75年、そして、広
島・長崎の被爆からも75年の年です。

2019年1月11日、国民健康保険一部
負担金減免訴訟勝利報告集会において
1945年8月6日に広島、同月9日に長崎
に投下された原爆により、数十万の人々が
亡くなり、生き残った被爆者も後遺症や差別に苦しんできました。

2017年に国連で採択された核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性を訴え、
核兵器の廃絶を求めてきた被爆者の声が多く、国・人々に届いて実現したもの
です。核兵器禁止条約は、既に34か国が批准し、あと16か国の批准により
発効します(2019年12月8日現在)。原爆の被害を受けた日本こそ一刻も早く
署名・批准をすべき条約だと思います。

もちろん、核兵器禁止条約ができて、すぐに核兵器がなくなるわけでは
ありません。今も被爆者の訴えにより核兵器の完全廃絶を求める「ヒバクシャ
国際署名」が世界中で呼びかけられています。

人類を滅ぼしかねない核兵器を廃絶するために、世界が動き始めています。

本ニュースをお送りするにあたり、「ヒバクシャ国際署名」を同封させていただきました。
当事務所までご送付又はお持ちいただけましたら、市民団体をつうじて国連に提出しま
すので、ご協力をお願い致します。



我が家流!? 家事・育児の分担

弁護士
川上 麻里江

夫婦共働きで一歳児を
抱えるわが家の平和を維
持するために欠かせない

のが、円満な家事・育児の分担です。円満≠平等。以前は
心がけ次第でどうにでもできると思っていた“平等な分担”
が、実は困難を伴うことを知りました。

わが子の頑固な、いえ意思の強い性格もあり、「ママが
いいー」(※一歳児のため、泣き声とボディランゲージで表
現)を連発される毎日(パパもがんばっているんだよ?)。そ
の結果、泣く子と地頭には敵わないので「できる方がやる」
スタイルが固定化。「夜泣きで起きるのはママだけ」の
解消も叫びません。まさに、言うは易く行うは難し。です。

というわけで、双方納得の上、量的な平等より「できる
ことを全力で」がわが家流と相成りました。今朝も夫は全
員分の洗濯物を干してから出勤です。お疲れさま。

新人弁護士のご紹介



高橋 友佑 弁護士

はじめまして。

この度、さっぽろ法律事務所で弁護士として働かせていただくことになりました、高橋友佑と申します。

私は、幼少期の約10年間を北海道で過ごしました。また、司法試験合格後

に行われる1年間の司法修習では、配属地が函館となり、15年ぶりに北海道の地で生活をしました。このように、私にとって北海道はとても縁のある地です。この度札幌で生活できることになり、とても嬉しく思っています。

私が弁護士になろうと思ったきっかけは、かつての自分のように、社会の理不尽で悩んでいる人の力になりたいと思ったからです。

自分が同性愛者であると気付いたのは中学生の時でした。当時は、今よりもっと同性愛に対する寛容性が低く、自分が同性愛者であることを墓場まで持っていこうと決意した

ことを覚えています。しかし、大学に入って憲法を学ぶことを通じて、次第に自己肯定ができるようになりました。

私たちの国の憲法は、個人の尊重という価値を大切にしています。これは、人間みんな違ってみんな良いという考え方です。このような日本の憲法の価値を実現する仕事をしたいと、弁護士という職業を選択しました。

依頼者の悩みに真剣に向き合い、同苦し、そして幸せになる方法を一緒に考えていく弁護士になりたいと思っています。

至らない点が沢山あるかと思いますが、どうか宜しくお願いいたします。



初回 相談無料

初回相談は60分以内無料です。

お電話をいただいたその日にご相談(即日相談)に応じます。
土・日・祝日のご相談(要事前予約)も受け付けております。

■業務受付時間：平日 午前9時～午後5時30分



※土・日・祝日はお休みをいただいておりますので、ご相談は事前に電話予約(平日)が必要です。

※特定の弁護士をご希望される場合には、即日相談、及び土・日・祝日相談には応じられない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※ご加入の保険をご利用可能な場合には、保険会社にご請求させていただく場合もございます。また、日本司法支援センター(法テラス)の法律相談援助をご利用可能な場合には、法テラスにご請求させていただく場合もございます。いずれの場合も、お客様から相談料をいただくことはございません。

- 常時法律相談を受け付けております。ご希望の方は、お越しになる前に必ずお電話またはホームページの「相談ご予約フォーム」でご予約くださいますようお願いいたします。
- ご相談はできる限りご本人がお越しください。
- ご相談の際は、関係資料(契約書、請求書、領収書、登記簿謄本、裁判所から届いた書類など)を必ずご持参ください。
- 当事務所のある南大通ビルは、地下鉄東西線「西11丁目」駅3番出口に直結しております。
- 駐車場はございませんので、お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場(右図参照)をご利用ください。



さっぽろ法律事務所

札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル3階

TEL:011-272-1900 FAX:011-272-1885

※電話の受付時間は平日の午前9時～午後5時30分です。
※FAXの受付時間は終日です。

URL → <http://www.sapporo-law-office.com>

さっぽろ法律事務所

検索